

## 給付金の支給手続き

### I 令和4年度住民税が非課税の世帯

※令和3年度で受給対象となった非課税世帯は令和4年度は対象となりません。

#### (1) 世帯の全ての人、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯（基準日（令和4年6月1日）時点で住所を有する世帯）に、給付内容や確認事項が書かれた確認書を7月上旬に発送しています。
- 確認書の内容（支給要件、振込先など）を確認して、**返信してください。**

（確認書に記載の返送日までに必ず返送してください）

#### 【返信する書類】

確認書・振込先口座の写し・身分証明書の写し（免許証や保険証など）

※住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯は対象となりませんのでご注意ください。



#### (2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した人がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、福祉課または住民課に提出してください（基準日（令和4年6月1日）時点で住所を有する世帯）。



### 「II」 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 詳しくは、福祉課にお問い合わせください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税非課税水準以下であることを指します。（年間給与収入の目安：単身の場合93万円以下、配偶者・扶養親族（1人）の場合137万8千円以下）  
詳しくは **税務住民課 ☎0968・86・5723**にお問い合わせください。

★新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

#### お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120・526・145

受付時間 午前9時～午後8時（土日祝、12/29～1/3を除く）

和水町福祉課

福祉係 ☎0968・86・5724

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日祝祭日を除く）

令和4年度 住民税非課税世帯等の皆さんへ

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

※（令和3年度の受給対象世帯は対象外です）※

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

### 給付金の支給時期

町が確認書（または申請書）を受理した日から**2週間後**が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の  
**「住民税が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し  
**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

町から確認書を発送します  
（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは7ページ「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和4年 7月11日☐  
～令和4年10月31日☐

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】本庁 福祉課・支所 住民課

詳しくは7ページ「II」へ